

春日町六丁目地区地区計画 変更原案説明資料

令和5年3月
練馬区

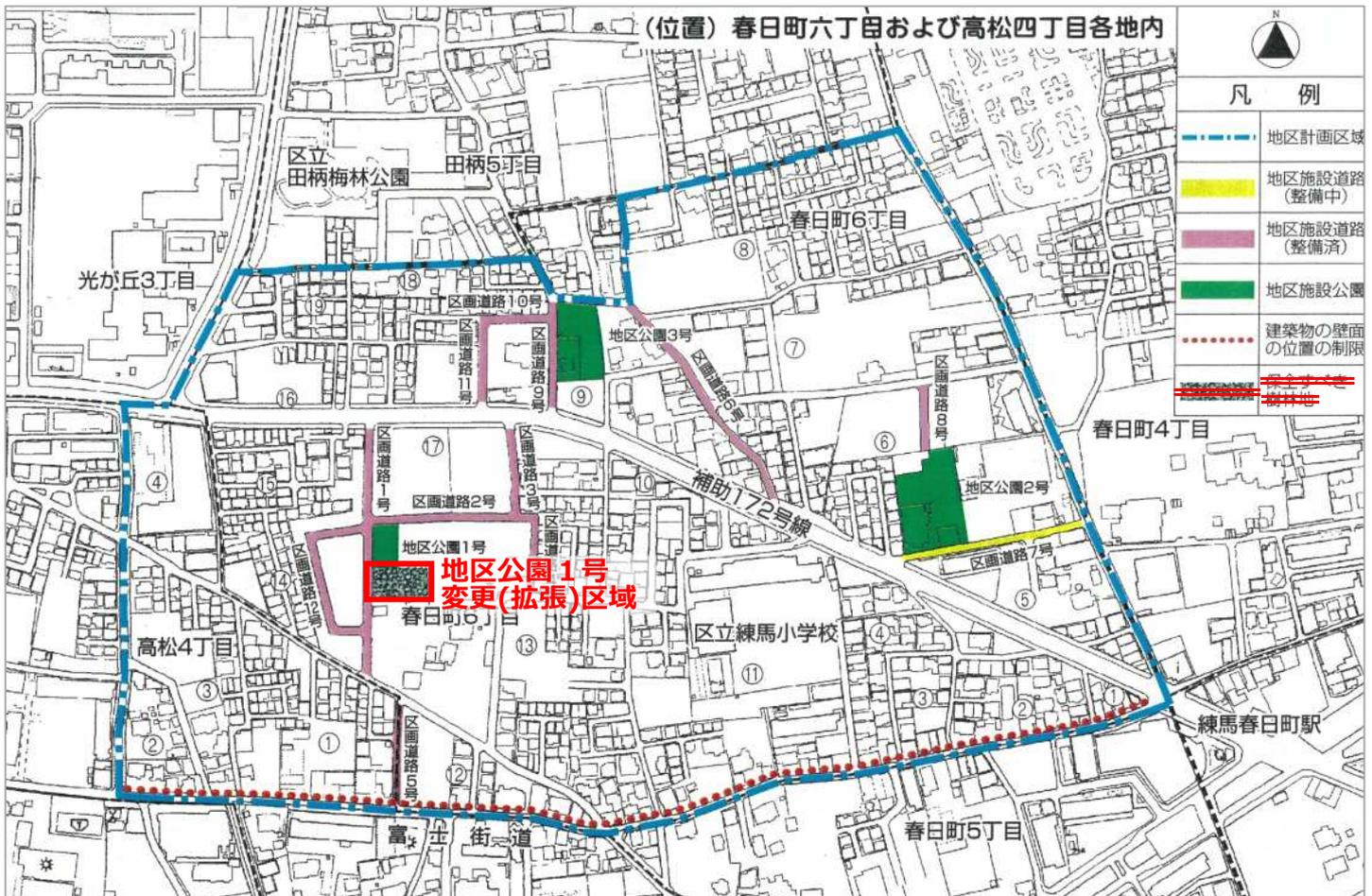
〈まちづくりに関するお問い合わせ先〉

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

練馬区 都市整備部 東部地域まちづくり課 まちづくり担当係

TEL : 03-5984-1527 (直通) FAX : 03-5984-1226 E-mail : TOUBU02@city.nerima.tokyo.jp

現在の春日町六丁目地区計画 (平成17年1月11日都市計画変更)



今回変更を予定している部分は赤枠または赤字、その他文言修正は下線にて表記しています。

計画書

都市計画決定 H4.3.10 建築条例施行 H14.3.19 都市計画変更 H17.1.11

名 称		春日町六丁目地区地区計画				
位 置 *		練馬区春日町六丁目および高松四丁目各地内				
面 積 *		約28.0ha				
地区計画の目標		<p>本地区は、光が丘地区の南東部に位置し、東京都市計画道路幹線街路補助線街路第172号線（以下「補助172号線」という。）が東西を通り抜けている。また、地区南東部には都営地下鉄大江戸線練馬春日町駅が近接している。</p> <p>練馬春日町駅の開設や補助172号線の開通により、市街化が進行し、屋敷林などの民有地のみどりの減少が課題となっている。</p> <p>練馬区都市計画マスタープランでは、補助172号線や豊島園通りなどの沿道では中低層地区として、周囲と調和のとれた建物の中層化を促すこととし、低層住宅地区では、地区計画等で良好な低層住宅地を形成することとしている。また、多面的な機能を持つ都市農地や屋敷林などの民有地の貴重なみどりを、良好な都市環境に必要なものとして保全することとしている。</p> <p>本地区では、無秩序な市街化を防止し、地区内に残っている貴重な屋敷林の保全や農地の活用を図りながら、良好な住宅市街地の形成を図る。</p>				
区域の整備、開発および保全に関する方針	土地利用の方針	補助172号線沿道、地域の主要な道路である地区東端道路（豊島園通り）や南端道路（富士街道）沿道では、周辺的环境に配慮しつつ、中層住宅地の形成を図る。 その他の地区では、みどり豊かで良好な低層住宅地の形成を図る。				
	地区施設整備の方針	<p>1 道路 地区の交通を処理し、歩行者の安全を確保するため、地区の核となる区画道路を整備する。</p> <p>2 公園 地区の特性である良好な樹林地などを活用し、土地利用および周辺地域との整合を図りながら、適正に配置し、整備する。</p> <p>なお、農空地については、宅地化に合わせた時期に道路・公園の積極的な整備を図る。</p>				
	建築物等の整備の方針	<p>みどり豊かで潤いのある良好な住宅地を形成するため、つぎのとおり定める。</p> <p>1 敷地の細分化などによる日照や通風などの居住環境の悪化を防止するため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。</p> <p>2 歩行者の安全空間を確保するため、壁面の位置の制限を定める。</p> <p>3 建物の調和や落ち着いた街並みを形成するため、建築物等の形態または色彩その他の意匠の制限を定める。</p> <p>4 豊かなみどりを形成するため、垣または柵の構造の制限を定め、生け垣化を推進する。</p>				
地区整備計画	地区施設の配置および規模	道 路	名 称	幅 員	延 長	備 考
			区画道路1号	6.00m	約186m	既 設
			区画道路2号	6.00m	約118m	既 設
			区画道路3号	6.00m	約63m	既 設
			区画道路4号	5.00m	約52m	既 設
			区画道路5号	5.65m	約70m	既 設
			区画道路6号	6.00m	約180m	既 設
			区画道路7号	6.00m	約138m	拡 幅
			区画道路8号	6.00m	約48m	既 設
			区画道路9号	6.00m	約82m	既 設
			区画道路10号	6.00m	約52m	既 設
			区画道路11号	6.00m	約60m	既 設
			区画道路12号	6.00m	約123m	既 設
	公 園	名 称	面 積		備 考	
		地区公園1号	約1,700㎡		面積の変更	
		地区公園2号	約3,500㎡		新 設	
		地区公園3号	約1,760㎡		既 設	
建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	110㎡				
	壁 面 の 制 限	計画図に表示する壁面の位置の制限が定められている部分においては、建築物の外壁またはこれに代わる柱から道路中心線までの距離は5.5m以上とする。また、軒および出窓等の建築物の部分についても道路中心線までの距離は5.5m以上とする。				
	建築物等の形態または色彩その他の意匠の制限	建築物の屋根および外壁またはこれに代わる柱は、良好な住環境にふさわしい落ち着いた色のある色彩とする。				
	垣または柵の構造の制限	道路に面する部分に設ける垣または柵は、生け垣またはフェンス等の透視可能な構造とする。ただし、地盤面から高さ80cm以下の部分および法令の制限などにより、周囲の安全の確保や環境保全のためにやむを得ないものは、この限りでない。				

今回変更を予定している部分は赤枠または赤字、その他文言修正は下線にて表記しています。

*は知事協議事項